

高岡市土地開発公社定款

(昭和52年7月15日議決)

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公共地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、高岡市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、高岡市とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を高岡市広小路7番50号に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、高岡市公告式条例（平成17年高岡市条例第3号）の例による。

第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名以内

(2) 監事 2名

2 前項第1号に規定する理事のうち1名を理事長とし、必要があると認めるときは、副理事長及び常務理事各1名を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は、理事長が欠けたときはその職務を代理する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、公社の日常の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、公社の業務の執行を審議する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行う。

(役員の任命)

第8条 理事及び監事は、高岡市長が任命する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

3 副理事長及び常務理事は、理事のうちから理事長が選任する。

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 公社の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第3章 理事会

(設置及び構成)

第13条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(召集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が召集する。ただし、理事の任命後の最初の理事会は、高岡市長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、当該理事は出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急を要する事項については、書面により理事の賛否を求めて、理事会の議決にかえることができる。

(理事会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 業務方法書の制定又は改正

(3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告

(5) 規定の制定又は改正若しくは廃止

(6) 規定により理事会の権限に属せしめられた事項

(7) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

(議事録)

第18条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在員数

(3) 出席理事の氏名

(4) 議事の概要と結果

2 議事録には、議長のほか出席理事のうちから選出された2名以上の理事が、署名押印しなければならない。

第4章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第19条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号。以下「政令」という。）第7条第1項に規定する事業の用に供する土地

ホ イからニまでの掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令第7条第2項に規定する土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一段の土地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公社は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第20条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第21条 公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 公社の基本財産の額は、500万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第22条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算等の作成)

第23条 公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度開始前に高岡市長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第24条 公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月31日までに、高岡市長に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第25条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失

をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

- 2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足額があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第26条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債又は、地方債の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第6章 雑則

(解散)

第27条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、高岡市議会の議決を経て、富山県知事の認可を受けたときに解散する。

- 2 公社が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は高岡市に帰属する。

(規程への委任)

第28条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

- 2 公社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、高岡市長が定める。

(最初の事業年度)

- 3 公社の最初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず、公社の成立の日から昭和53年3月31日までとする。

(認可 昭和52年8月24日 富山県指令地第786号)

附 則

この定款は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年7月12日から施行する。

附 則

この定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

(認可 平成17年11月1日 富山県指令市第1081号)

附 則

この定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

(認可 平成19年10月1日 富山県指令市第735号)

附 則

この定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

(認可 平成20年12月1日 富山県指令市第764号)